

第3章 母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター(10区)体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

1 届出等

(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第16条、第18条、第22条 〉

母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数(低体重児届出の受理を含む)

	母子健康手帳 交付数 (部)	体重別の届出数							訪問希望の有無			
		5 999g	1,000g 5 1,499g	1,500g 5 1,999g	2,000g 5 2,499g	2,500g 5 3,999g	4,000g 5	計	有	無	計	
総 数	10,764	43	37	108	737	8,103	70	9,098	7,377	1,708	9,085	
内 訳	西 区	691	1	0	16	60	589	8	674	513	160	673
	北 区	1,138	1	6	10	78	871	5	971	767	203	970
	大宮区	1,242	3	3	9	67	782	7	871	681	190	871
	見沼区	955	10	2	12	67	820	8	919	743	175	918
	中央区	851	2	3	4	66	602	6	683	540	143	683
	桜 区	603	2	3	6	44	500	5	560	462	98	560
	浦和区	1,612	9	7	14	100	1,142	9	1,281	1,101	178	1,279
	南 区	1,848	10	8	18	123	1,422	8	1,589	1,337	247	1,584
	緑 区	1,199	2	2	11	93	865	9	982	799	182	981
	岩槻区	625	3	3	8	39	510	5	568	434	132	566

(2) 妊娠・出産包括支援センター事業

[妊娠・出産包括支援センター]

平成29年4月から妊娠・出産包括支援センターを10区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員(保健師、助産師の有資格者)が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第22条 〉

アンケート実績(※転入分も含む)【住民登録地別】

	住民登録地別 アンケート受理数	再掲 ※2次設問実施者数	再掲			
			2次設問の方法			
			面接	電話	訪問	
総数	11,749	10323	8568	1745	10	
内 訳	西区	811	782	712	70	0
	北区	1,267	1215	1122	93	0
	大宮区	1,110	1002	798	204	0
	見沼区	1,133	1091	901	189	1
	中央区	1,008	674	496	176	2
	桜区	780	745	618	126	1
	浦和区	1,604	1379	872	504	3
	南区	2,052	1690	1535	154	1
	緑区	1,196	983	899	82	2
岩槻区	788	762	615	147	0	

2 健康教育

(1) 出産前教室

[保健センター]

初めて出産する妊婦とその夫等を対象に、妊婦の健康の保持・増進、両親の育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

各区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①母親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	98	1,083	1,434	1	1	0	0	1,084	1,435	①座談会 ②妊娠中の保健と生活 ③母子健康手帳の使い方 ④お産の準備と経過 ⑤産後の生活 ⑥妊娠中の食生活及び調理実習 ⑦歯科医師による口腔チェック ⑧ブラッシング実習 ⑨赤ちゃんと育児	
内 訳	西区	12	89	89	0	0	0	0	89		89
	北区	16	148	266	0	0	0	0	148		266
	大宮区	10	113	209	0	0	0	0	113		209
	見沼区	12	73	131	0	0	0	0	73		131
	中央区	8	173	173	0	0	0	0	173		173
	桜区	6	44	44	0	0	0	0	44		44
	浦和区	12	222	222	0	0	0	0	222		222
	南区	6	116	116	0	0	0	0	116		116
	緑区	8	58	97	0	0	0	0	58		97
岩槻区	8	47	87	1	1	0	0	48	88		

②両親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	90	1,978	1,978	1,948	1,948	10	10	3,936	3,936	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・沐浴実習・妊婦体験	
内 訳	西 区	6	70	70	66	66	0	0	136		136
	北 区	8	188	188	188	188	0	0	376		376
	大宮区	10	213	213	214	214	0	0	427		427
	見沼区	6	110	110	110	110	0	0	220		220
	中央区	8	191	191	191	191	0	0	382		382
	桜 区	6	108	108	109	109	0	0	217		217
	浦和区	12	302	302	291	291	2	2	595		595
	南 区	18	492	492	479	479	6	6	977		977
	緑 区	10	211	211	207	207	1	1	419		419
岩槻区	6	93	93	93	93	1	1	187	187		

(2) ふたご支援事業

[保健センター]

ふたご以上の妊婦と保護者同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①「ふたごの集い」を実施

	実施回数	参加人員						計
		妊婦	母	父	児	その他		
総数	18	24	115	4	226	23	392	
内 訳	西 区	2	4	16	0	33	4	57
	北 区	3	1	22	0	44	3	70
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0
	見沼区	2	0	7	0	13	0	20
	中央区	2	3	17	1	30	4	55
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0
	浦和区	3	8	12	0	24	1	45
	南 区	2	5	16	1	32	3	57
	緑 区	2	2	16	2	34	7	61
岩槻区	2	1	9	0	16	1	27	

②自主グループ支援を実施

大宮区で11回・見沼区で14回実施した。

(3) 育児学級**[保健センター]**

おおむね2～3か月の乳児とその保護者を対象に、育児についての学習、遊びを通じての親子のふれあい、育児についての悩みを話し合う等、親同士の交流の場を作り、育児不安の軽減を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

育児学級実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	118	2,979	117	2,998	160	6,254		
内 訳	西区	6	131	1	131	0	263	【1コース1回】 親子遊び、講義、座談会
	北区	12	267	22	268	4	561	
	大宮区	12	231	13	232	3	479	
	見沼区	12	217	4	218	2	441	
	中央区	6	211	7	213	4	435	
	桜区	6	84	2	84	1	171	
	浦和区	12	357	26	359	3	745	
	南区	36	1,189	28	1,198	140	2,555	
	緑区	10	209	12	210	3	434	
	岩槻区	6	83	2	85	0	170	

(4) 離乳食教室**[保健センター]**

4～5か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

離乳食教室実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	132	2,840	118	2,559	33	5,550		
内 訳	西区	12	202	3	186	1	392	【1コース1回】 栄養、歯に関する講義
	北区	12	332	19	312	1	664	
	大宮区	12	282	13	251	3	549	
	見沼区	12	209	15	187	3	414	
	中央区	12	293	9	248	4	554	
	桜区	12	157	16	147	1	321	
	浦和区	12	431	21	390	5	847	
	南区	24	546	7	493	7	1,053	
	緑区	12	253	9	239	4	505	
	岩槻区	12	135	6	106	4	251	

(5) 親子教室

[保健センター]

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

親子教室実施状況

	実施回数	参加人員										内容	
		母親		父親		児		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	213	287	1,618	37	63	287	1,646	63	249	674	3,576		
内訳	西区	18	31	158	0	0	31	158	9	22	71	338	・自由遊び ・親子遊び ・設定遊び ・懇談会など
	北区	24	29	172	6	10	30	178	7	18	72	378	
	大宮区	20	26	150	7	18	26	162	6	12	65	342	
	見沼区	24	39	189	5	9	38	188	5	29	87	415	
	中央区	21	33	175	5	7	33	175	6	14	77	371	
	桜区	18	22	127	7	7	22	128	4	18	55	280	
	浦和区	22	27	162	5	7	27	168	7	23	66	360	
	南区	22	35	209	1	4	35	210	9	53	80	476	
	緑区	20	26	151	0	0	26	153	8	40	60	344	
岩槻区	24	19	125	1	1	19	126	2	20	41	272		

(6) むし歯予防教室

[保健センター]

1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

むし歯予防教室実施状況

①1歳～1歳5か月児

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	198	1,647	55	1,661	24	3,387	【1コース1回】	
内訳	西区	12	110	5	110	0	225	・講義 ・唾液検査(RDテスト) ・ブラッシング実習
	北区	24	190	8	193	4	395	
	大宮区	22	153	3	153	2	311	
	見沼区	18	141	7	142	1	291	
	中央区	24	172	3	173	3	351	
	桜区	12	82	5	84	4	175	
	浦和区	24	262	11	263	4	540	
	南区	26	289	5	292	4	590	
	緑区	24	178	6	181	1	366	
岩槻区	12	70	2	70	1	143		

②市立保育園(施設に歯科衛生士が直接巡回して実施)

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総 数	125	683	60	3,782	63	4,588	【1コース1回】	
内 訳	西 区	10	28	2	404	0	434	・講義 ・必要に応じて実習(ブラッシング実習、染め出し、唾液検査、位相差顕微鏡にて細菌観察等)
	北 区	9	0	0	301	0	301	
	大宮区	15	121	8	371	0	500	
	見沼区	12	63	5	402	0	470	
	中央区	19	146	20	392	1	559	
	桜 区	9	73	2	344	0	419	
	浦和区	10	31	1	463	0	495	
	南 区	15	81	9	508	62	660	
	緑 区	11	54	7	331	0	392	
	岩槻区	15	86	6	266	0	358	

(7) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会

[保健所]

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条、第10条 〉

保育園・幼稚園等職員歯科研修会実施状況

日時・会場	内 容	参加施設数・参加人員
6月25日 さいたま市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「乳幼児期における歯科保健について」 講師 保健所嘱託歯科医 ・実習「むし歯や歯周病予防の実践について」 講師 保健所歯科衛生士 ・講義「乳幼児期の感染症について」 講師 保健所医師 	市立保育園 34 施設 34 人 私立保育園 12 施設 12 人
6月26日 さいたま市保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「乳幼児期における歯科保健について」 講師 保健所嘱託歯科医 ・実習「むし歯や歯周病予防の実践について」 講師 保健所歯科衛生士 ・講義「乳幼児期の感染症について」 講師 保健所医師 	市立保育園 24 施設 24 人 私立保育園 11 施設 11 人 私立幼稚園 3 施設 3 人

(8) 地区健康教育**[保健センター]**

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

地区健康教育実施状況

	開催回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	150	1,331	19	3,109	250	4,709	講義等
西区	22	179	4	407	15	605	
北区	17	130	1	362	54	547	
大宮区	12	69	1	224	26	320	
見沼区	7	86	2	148	10	246	
中央区	23	148	2	501	34	685	
桜区	8	50	0	101	0	151	
浦和区	5	71	0	184	0	255	
南区	32	459	8	691	82	1,240	
緑区	16	113	0	274	21	408	
岩槻区	8	26	1	217	8	252	

(再掲)むし歯予防教室

	実施回数	参加人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	94	796	17	2,600	138	3,551	各施設で実施 ・講義 ・ブラッシング実習 ・染め出し、唾液検査 は必要に応じて実施
西区	13	95	3	316	4	418	
北区	11	62	0	316	12	390	
大宮区	9	47	0	198	26	271	
見沼区	4	54	2	109	2	167	
中央区	17	93	1	450	34	578	
桜区	4	23	0	77	0	100	
浦和区	4	41	0	150	0	191	
南区	16	299	10	555	51	915	
緑区	8	56	0	212	1	269	
岩槻区	8	26	1	217	8	252	

(9) 思春期保健事業

[地域保健支援課]

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成 29 年度から思春期保健事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

① 思春期保健教室

市内 10 校(小学校 3 校、中学校 7 校)で実施した。

		参加者数
総 数		1,535
内 訳	小学生	236
	中学生	1,073
	高校生	0
	教職員	97
	保護者	129
	その他	0

② 思春期保健に関する連携会議

日時:平成 30 年 7 月 27 日(金) 9:00~11:10

会場:大宮区役所保健センター 指導講座室

内容:思春期保健事業の説明

埼玉県助産師会さいたま市地区によるミニ講座「思春期教室の実際」

意見交換

3 健康相談

(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談

[保健所・保健センター]

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

育児相談実施状況

	実施回数	乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数	360	5,643	9,404	2,367	5,216	9	9	46	46	29	29	8,094	14,704
西区	35	356	661	255	426	1	1	5	5	8	8	625	1,101
北区	37	461	1,076	311	617	0	0	0	0	0	0	772	1,693
大宮区	33	298	813	221	623	2	2	1	1	3	3	525	1,442
見沼区	30	287	604	215	448	1	1	0	0	0	0	503	1,053
中央区	31	208	586	213	533	3	3	1	1	0	0	425	1,123
桜区	30	192	492	152	400	1	1	7	7	0	0	352	900
浦和区	36	337	514	276	433	0	0	1	1	0	0	614	948
南区	61	2,941	3,165	162	243	0	0	1	1	7	7	3,111	3,416
緑区	34	310	765	334	775	1	1	22	22	11	11	678	1,574
岩槻区	33	253	728	228	718	0	0	8	8	0	0	489	1,454

※地区依頼の相談も含む

来所健康相談状況

		乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数		1,943	2,195	2,111	2,639	9,257	9,257	653	653	1,573	1,573	15,537	16,317
保健センター	保健所	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	西区	173	184	216	238	790	790	9	9	265	265	1,453	1,486
	北区	215	240	278	390	1,064	1,064	53	53	47	47	1,657	1,794
	大宮区	192	204	213	248	1,045	1,045	42	42	180	180	1,672	1,719
	見沼区	187	240	188	295	884	884	21	21	34	34	1,314	1,474
	中央区	180	222	264	347	520	520	128	128	253	253	1,345	1,470
	桜区	107	112	115	132	657	657	79	79	96	96	1,054	1,076
	浦和区	286	320	236	266	1,049	1,049	159	159	162	162	1,892	1,956
	南区	326	351	278	320	1,583	1,583	5	5	249	249	2,441	2,508
	緑区	161	174	194	210	927	927	48	48	143	143	1,473	1,502
岩槻区	116	148	129	193	737	737	109	109	144	144	1,235	1,331	

電話相談件数

		延 人 員										計
		妊婦	産婦	乳児			幼児	学 童		その他		
				新生児	未熟児	乳児		小学生	中学生	20歳未満	左記以外	
総数		5,371	1,543	510	334	5,370	7,182	567	296	275	158	21,606
保健センター	保健所	0	3	1	0	3	17	0	0	0	22	46
	西区	204	81	45	5	176	364	42	9	27	7	960
	北区	599	202	63	27	792	1,032	90	33	39	45	2,922
	大宮区	924	205	34	39	580	792	55	57	13	12	2,711
	見沼区	376	210	27	24	296	660	27	7	7	1	1,635
	中央区	247	54	55	61	456	600	33	27	31	5	1,569
	桜区	303	75	16	10	364	463	35	7	9	4	1,286
	浦和区	890	160	83	31	528	664	68	36	58	16	2,534
	南区	599	124	107	89	1,240	1,372	128	72	40	10	3,781
	緑区	292	111	31	8	420	531	48	34	35	6	1,516
岩槻区	937	318	48	40	515	687	41	14	16	30	2,646	

4 健康診査

(1) 妊婦健康診査

[保健所・保健センター]

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

妊婦健康診査受診状況(人)

妊婦健康診査	126,605
HIV抗体検査	10,323
HBs抗原検査	10,356
HCV抗体検査	10,356
子宮頸がん	9,941
HTLV-1抗体検査	10,292
性器クラミジア検査	10,103

※妊婦健康診査は1～14回目の受診者延数

(2) 産婦健康診査

[保健所・保健センター]

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

産婦健康診査費用助成件数	7,923
--------------	-------

(3) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 12 条、第 13 条 〉

乳 幼 児 健 康 診 査 実 施 状 況

		4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対 象		4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児	3歳6か月～4歳未満児 (歯科健診は3歳～4歳未満児)
内 容		①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、栄養指導等		①問診 ②身体測定 ③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査 ⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布(1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施) ⑧必要とする幼児に対し保健指導、栄養指導等	
実施場所		市 内 個 別 医 療 機 関			
一般健康診査	対象児数	10,654	10,807	10,986	11,529
	受診児数	10,245	10,270	10,625	10,669
	受診率	96.2%	95.0%	96.7%	92.5%
	特になし	7,543	7,425	7,810	7,013
	指導	1,358	1,323	1,345	1,058
	経過観察	570	833	689	301
	再検査(尿・目・耳)				782
	精密健康診査紹介	243	152	203	823
	乳幼児発達健康診査	8	81	145	79
	要治療	71	60	36	73
加療中	452	396	397	540	
医師から市への指示事項あり(再掲)	117	165	213	262	
歯科健康診査	対象児数			10,986	11,912
	受診児数			9,423	9,416
	受診率			85.8%	79.0%
	フッ化物塗布実施数(延)※			13,265	-
	むし歯なし			9,298	8,337
	むし歯あり			125	1,079
	むし歯の総本数			380	3,465
	一人平均むし歯本数			0.04	0.37
	不正咬合あり(人)			926	1,157
	軟組織異常あり(人)			777	219
その他異常あり(人)			455	575	

※ フッ化物塗布は1歳6か月～2歳6か月未満の間に2回受けることができる。

(4) 乳幼児健康診査未受診フォロー

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは、4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信結果から現在の状況や心配事を把握し、返信のない児については電話・訪問等での状況把握に努め、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条、第12条、第13条 〉

未受診フォロー実施状況 (人)

		4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査	
アンケート送付数		320	315	646	
返信あり	返信数	200	164	366	
	返信率	62.5%	52.1%	56.7%	
	返信結果 未受診理由	医療機関で受診	90	37	76
		特に心配なし	11	27	51
		保育園等	4	14	69
		忘れていた 忙しかった	48	64	123
		その他	47	22	47
	継続フォロー者(再掲)	38	15	13	
返信なし	未返信者数	120	151	280	
	直接確認	医療機関で受診	25	8	24
		特に心配なし	5	10	22
		保育園等	0	6	20
		忘れていた 忙しかった	29	48	79
		その他	46	20	35
	間接確認	他機関で状況確認	7	36	59
		市外転出	3	2	10
	確認中	5	21	31	
	確認不可能	0	0	0	
継続フォロー者(再掲)	22	13	29		

※「医療機関で受診」は実施医療機関以外での受診が主となっている。
 ※確認不可能とは、保健師が電話、訪問、手紙等で連絡をとったが、状況確認ができなかったものをいう。

(5) 精密健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第12条及び第13条 〉

精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	251	220	87.6%
10か月児健康診査	161	134	83.2%
1歳6か月児健康診査	205	171	83.4%
3歳児健康診査	927	712	76.8%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項(精密診査紹介)の数とは一致しない。

内 容 別 精 健 票 交 付 状 況 (件)

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合 計
総 数	251	161	205	927	1,544
心臓及び循環	4	5	9	16	34
消化器	0	0	0	0	0
皮 膚	19	5	8	4	36
四肢・脊柱	148	28	37	18	231
眼	29	23	36	508	596
耳・鼻	7	0	8	235	250
咽 頭	0	0	2	4	6
呼吸器	1	0	0	0	1
その他	43	100	105	142	390

(6) 乳幼児発達健康診査

[保健センター]

乳幼児健康診査や相談などで発達・発育において専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を行い、疾病の早期発見と発育発達の支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

乳幼児発達健康診査実施状況

	実施回数	乳 児		幼 児		合 計		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総 数	155	38	40	937	1,054	975	1,094	
内 訳	西 区	13	4	6	84	94	88	100
	北 区	15	3	3	79	89	82	92
	大宮区	16	7	7	86	96	93	103
	見沼区	16	4	4	114	118	118	122
	中央区	12	3	3	68	70	71	73
	桜 区	15	2	2	84	99	86	101
	浦和区	18	4	4	135	154	139	158
	南 区	20	3	3	132	159	135	162
	緑 区	16	5	5	84	100	89	105
	岩槻区	14	3	3	71	75	74	78

5 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児訪問指導

[保健センター]

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、保健師又は助産師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条、第 11 条、第 17 条 〉

妊産婦・新生児訪問指導実施状況

(人)

下段:助産師委託分(再掲)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計
総 数		0	6,511	841	191	5,561	13,104
		0	6,055	714	91	5,298	12,158
内 訳	西 区	0	451	33	16	412	912
		0	420	27	5	393	845
	北 区	0	660	88	22	557	1,327
		0	632	82	18	536	1,268
	大宮区	0	596	48	21	533	1,198
		0	573	44	16	519	1,152
	見沼区	0	663	132	26	512	1,333
		0	583	115	9	463	1,170
	中央区	0	518	69	9	446	1,042
		0	440	40	2	401	883
	桜 区	0	424	57	5	367	853
		0	406	51	3	356	816
	浦和区	0	944	130	25	802	1,901
		0	900	117	18	777	1,812
	南 区	0	1,139	91	36	1,026	2,292
		0	1,081	78	13	993	2,165
	緑 区	0	691	109	17	576	1,393
		0	644	91	6	551	1,292
	岩槻区	0	425	84	14	330	853
		0	376	69	1	309	755

(2) 産後ケア事業**[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]**

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

訪問産婦数	実人数	延人数
	165	202

(3) 母子訪問指導**[保健所・保健センター]**

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条・第19条 〉

母子訪問指導実施状況

(延人員)

	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
総数	358	2,756	174	369	2,354	2,980	2,652	11,643
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西 区	16	142	15	16	129	256	784
	北 区	37	219	11	28	204	211	889
	大宮区	20	194	11	20	174	171	716
	見沼区	36	288	22	61	220	253	1,115
	中央区	44	291	7	40	279	259	1,130
	桜 区	35	123	19	17	96	155	579
	浦和区	38	437	15	45	389	395	1,686
	南 区	68	520	46	66	392	625	2,295
	緑 区	34	309	14	65	264	344	1,346
	岩槻区	30	233	14	11	207	311	1,103

※その他：親（妊婦・産婦を除く）・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・妊婦、産婦、親以外の家族などの総数

6 専門相談

(1) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)

(7) 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

不妊相談(一般相談)実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,514	301	14	3,829

相談内容(重複あり)	相談件数
不妊の原因について	0
不妊症の検査・治療について	0
不妊治療を実施している医療機関の情報について	0
主治医や医療機関に対する不満について	0
世間の偏見や無理解による不満について	0
家族に関すること	0
助成金について	3,829
不育症について	0
その他	0
合計	3,829

(イ) 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

不妊相談(専門相談)実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	23
電話相談	206

相談内容(重複あり)	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	1	4
不妊症の検査・治療について	14	27
不妊治療を実施している医療機関の情報について	2	25
主治医や医療機関に対する不満について	0	2
世間の偏見や無理解による不満について	1	3
家族に関すること	1	1
助成金について	3	123
不育症について	3	17
仕事との両立について	1	2
その他	7	44
合計	33	248

(2) 妊娠・出産の電話相談

[保健所]

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

〈 根拠法令等 : 妊娠・出産の電話相談実施要領 〉

妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	32

相談内容 (重複あり)	相談件数
望まない妊娠	7
家族・育児面の不安	1
出産病院が見つからない	1
経済的問題	1
その他	24
合計	34

(3) お母さんの心の健康相談

[保健所]

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈 根拠法令等 : お母さんの心の健康相談事業実施要領 〉

お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総数		保健師からの相談件数
	実人員	延人員	
12	15	15	5

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	9
イライラする	6
母子関係	0
その他	2

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	6
不安障害	1
適応障害	2
強迫性障害	0
その他	6

7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

(1) 未熟児養育医療給付

[保健所]

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第20条 〉

未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定 実人員	出生時体重別内訳	
398	394	384	1,000g以下	26
			1,001～1,500g	42
			1,501～1,800g	60
			1,801～2,000g	47
			2,001～2,300g	79
			2,301～2,500g	32
			2,501g以上	98

(2) 自立支援医療(育成医療)給付

[保健所]

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈 根拠法令等 : 障害者総合支援法第58条第1項 〉

育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
236	211	179	肢体不自由	49
			視覚障害	14
			聴力平衡機能	10
			音声言語機能	81
			その他(内臓疾患)	57

(3) 結核児童療育医療給付

[保健所]

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第21条の9 〉

申請件数	0件
------	----

8 子ども虐待発生予防

(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業

[保健所・保健センター]

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援(訪問、面接等)を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈 根拠法令等 : 妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱 〉

医療機関からの連絡件数	866 件
-------------	-------

(2) 子ども虐待予防のための相談

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉 (人)

	訪問					面接					電話					
	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	
総数	559	871	182	1,256	2,868	98	185	25	276	584	315	666	91	288	1,360	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	21	
保健 セン ター	西 区	53	103	9	145	310	7	21	5	37	70	17	46	2	10	75
	北 区	63	82	6	132	283	8	26	3	20	57	10	54	7	6	77
	大宮区	24	72	8	77	181	3	8	1	14	26	25	88	1	56	170
	見沼区	76	60	15	99	250	32	40	15	64	151	79	93	15	22	209
	中央区	63	39	4	91	197	4	17	0	20	41	35	38	1	8	82
	桜 区	39	71	1	103	214	2	3	0	16	21	18	27	2	42	89
	浦和区	58	71	19	145	293	8	6	0	12	26	59	106	9	33	207
	南 区	67	146	52	179	444	4	36	0	35	75	36	145	52	32	265
	緑 区	55	115	48	126	344	3	4	1	16	24	3	7	0	22	32
岩槻区	61	112	20	159	352	27	24	0	42	93	33	62	2	36	133	

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談(1)育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導 (2)母子訪問指導の再掲である。

(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業

[保健所・保健センター]

産婦・新生児訪問指導等利用者で継続支援が必要と思われる家庭及び母子訪問指導により、養育状況から頻繁な訪問が必要と判断される家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が委嘱した保健師、助産師等が、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第6条の3第5項 〉

子ども家庭支援員訪問実施状況

訪問世帯数	
実数	延数
60	294

	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	6	10	53	243	2	6	6	22	51	226	17	57	24	64	159	628	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	0	0	4	22	0	0	0	0	4	22	0	0	0	0	8	44
	北 区	0	0	2	9	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	4	18
	大宮区	0	0	3	13	0	0	0	0	3	13	0	0	0	0	6	26
	見沼区	2	2	10	55	0	0	3	15	8	44	6	24	5	17	34	157
	中央区	1	1	10	40	0	0	1	1	10	42	4	14	6	13	32	111
	桜 区	0	0	2	13	1	2	0	0	2	11	0	0	1	1	6	27
	浦和区	0	0	10	45	0	0	0	0	11	47	3	9	7	22	31	123
	南 区	3	7	4	19	1	4	1	4	3	11	0	0	3	6	15	51
	緑 区	0	0	4	15	0	0	1	2	4	15	3	8	1	3	13	43
	岩槻区	0	0	4	12	0	0	0	0	4	12	1	2	1	2	10	28

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(2)母子訪問指導の再掲である。

(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)

[保健所]

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われている。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

育児不安電話相談受付状況

[相談時間別件数]

総数	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
617	127	212	142	73	32	16	15

[相談内容別件数] (重複あり)

総数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
770	390	155	17	2	124	47	35

[相談対象年齢区分別人員] (重複あり)

		年 齢														
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12～17	18～	不明
総数	819	206	131	66	84	64	36	47	55	21	19	13	14	33	8	22
男	383	91	40	28	43	29	21	33	34	16	10	5	1	19	5	8
女	378	88	80	37	39	31	14	14	21	5	7	7	13	14	3	5
不明	58	27	11	1	2	4	1	0	0	0	2	1	0	0	0	9

(5) お母さんの心の健康相談[再掲]

(28 ページ参照)

(6) ふれあい親子支援(MCGさいたま)

[保健所]

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親(被虐待経験を待つ母親を含む)を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

ふれあい親子支援事業実施状況

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母(延人員)	児(延人員)
保健所	24	26	4

[事例検討件数]

総数	内 訳		
	保健センター	保健所	その他
3	2	0	1

[面接実施人数]

総数	内 訳		
	参加前	参加期間中	終了時
3	0	3	0

(7) 子ども虐待予防対応研修会

[保健所]

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈 根拠法令等 : 子ども虐待予防対応研修実施要領 〉

日時・会場	テーマ	講師	対象者	参加者
6月1日(金) 保健所	妊娠届から始まる切れ目のない支援の実際 ～アンケートの2次設問・アセスメントから実際の支援につなげるために～	カウンセリングルームペア 田熊 喜代巳 氏	保健センター、保健所保健師、母子保健相談員等	14名
9月20日(木) 中央区役所保健センター	精神疾患のある妊婦・母親への支援～精神疾患のある妊婦・母親の見立てと援助関係について考える～	とよたまこころの診療所長 精神科医 鷲山 拓男 氏	保健センター、保健所、児童相談所、こころの健康センター、子ども家庭総合センターの保健師等	20名
1月18日(金) 保健所	親と子に寄り添う支援について考える	首都大学東京健康福祉学部看護学科教授 安達 久美子 氏	保健センター、こころの健康センター、子ども家庭総合センター、保健所等の新任～中堅前期(主任級)の保健師	14名
2月4日(月) 保健所	若年女性を取り巻く現状から、若年妊娠・出産について考える	NPO法人 BOND プロジェクト 橘 ジュン氏	保健センター、こころの健康センター、子ども家庭総合センター、児童相談所、保健所、支援課等の職員	27名
北区:7月27日・1月25日 大宮区:10月19日 見沼区:9月26日 中央区:7月25日・1月25日 桜区:8月27日・11月30日 浦和区:3月18日 南区:7月11日・2月25日 緑区:6月25日・12月17日 岩槻区:9月10日・2月18日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	カウンセリングルームペア 臨床心理士 田熊 喜代巳 氏	保健センター職員	120名
西区:6月29日・9月27日・12月25日 北区:5月31日・3月11日 大宮区:7月19日・1月24日 見沼区:6月26日・12月26日 中央区:10月17日 桜区:6月27日・2月26日 浦和区:7月12日・10月18日・1月21日 南区:11月15日 緑区:9月28日・1月21日 岩槻区:6月21日・11月12日	スーパーバイザー派遣研修 ・保健センターへの技術的支援	なごみ相談室 保健師 塚原 洋子 氏	保健センター職員	160名

9 その他

(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給

[保健所]

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	3件
------	----

(2) 新生児聴覚検査フォロー事業

[保健所]

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 : さいたま市新生児聴覚検査フォロー事業実施要綱 〉

新生児聴覚検査フォロー実施状況

検査人数	フォロー件数	精密検査結果		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
3,788	5	3	2	1

※検査人数は、協力医療機関からの報告数

(3) 先天性代謝異常等検査事業

[保健所]

保健所では、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,785
再検査件数	523

(4) 通訳ボランティアの派遣

[保健所・保健センター]

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は18件の利用があった。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条 〉

(5) 受胎調節実地指導員の指定申請(埼玉県への経由事務)

[保健所]

〈 根拠法令等 : 母体保護法施行規則第9条 〉

申請件数	4件
------	----

(6) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)(27ページ再掲)

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

イ 特定不妊治療費助成

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精をいう)を受ける市民に対し、その治療費の一部助成を行っている。

特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	1,562
------	-------

早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	477
------	-----

不育症検査費助成承認実績

助成件数	76
------	----

(7) 保健関係団体育成

[保健所・保健センター]

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。